

令和3年8月26日
(2021年)

保護者の皆様へ

吹田市立教育センター

各家庭の通信環境の整備並びに学校教育用モバイルルータの貸与について

平素は本市の教育活動にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

さて、本市では、令和3年度9月以降、端末を持ち帰っての学習が可能となることから、Wi-Fiなどの通信環境をご家庭で整備いただくようお願いしております。加えて、昨今の市内、府内の新型コロナウイルス感染拡大状況から、今後、臨時休業等によるオンライン学習の実施も想定されますので、改めて Wi-Fi などの通信環境をご家庭で整備いただきますようお願いいたします。

また、既にご案内しております下記の内容を再度ご確認ください、通信環境がなく且つ条件を満たす世帯の方は、本制度を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

なお、今回貸与する学校教育用モバイルルータは、児童・生徒に貸与しているタブレット端末でしか利用できない設定となっています。

記

1 貸与対象者

自宅に通信回線（Wi-Fi）環境又は通信機器がない家庭のうち、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 就学援助費等認定世帯

今年度下記のいずれかの就学援助費等の認定を受けるか、又は、申請を行っている者^{※1}で、かつ本市に居住する者

- ア 就学援助費(吹田市立の小中学校に就学する世帯に限る)
- イ 特別支援教育就学奨励費(市独自基準区分のみの世帯)^{※2}

※1 申請後、審査の結果認定されなかった場合は、学校教育用モバイルルータを返却していただきます。

※2 特別支援教育就学奨励費の受給者のうち、所得が就学援助費認定基準額以下の世帯

2 貸与期間（モバイルルータの通信可能な期間）

令和3年9月1日（水）～令和4年3月31日（木）

3 貸与方法

- （1）別添「学校教育用モバイルルータ貸与申請書」を教育センターに郵送又は教育センターHP内の専用サイトの申込フォームに必要事項を記入し申請して下さい。

※ 教育センターHP (<https://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/divgakkyo/kyoikuc.html>) 内にモバイルルータ申請専用サイトを設置しています。



提出先 : 〒564-0072 吹田市出口町2番1号
吹田市立教育センター モバイルルータ貸与係 宛

- （2）貸与可能世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与承諾書」、貸与不可世帯については「学校教育用モバイルルータ貸与不承諾書」を郵送又は電子メールで送付します。

（3）機器の受け渡し

貸与可能世帯については、下記の施設で行います。

ア 受け渡し期間：令和3年9月以降

9：30～17：00（土日祝は除く）

イ 受け渡し場所：吹田市立教育センター

吹田市出口町2-1 3階

（男女共同参画センター内）

吹田市立教育センター
モバイルルータ貸与係
電話：06-6388-1455
FAX：06-6337-5412